Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養
体育館改修工事

図面番号	図　面　名	図面番号	図　面　名
A-01	特記仕様書（１）	A-11	東面立面図・南面立面図
A-02	特記仕様書（２）	A-12	アリーナ断面図・断面詳細図
A-03	特記仕様書（３）	A-13	Ｒ階断面図
A-04	付近見取図・配置図	A-14	Ｒ階断面詳細図
A-05	１階平面図	A-15	３階屋上平面図（１）
A-06	２階平面図	A-16	３階屋上平面図（２）・断面図
A-07	３階平面図	A-17	３階屋上断面詳細図
A-08	Ｒ２階平面図・Ｒ３階平面図	A-18	東面窓廻り防水改修立面図
A-09	屋根伏図	A-19	東面窓廻り防水改修詳細図
A-10	西面立面図・北面立面図		

課　長	副　課　長	課長補佐	主査兼係長	係　長	課　員	担　当

I. 工事概要

1. 工事名称　　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事

2. 工事場所　　鳴門市撫養町立岩

3. 敷地面積　　224400.00㎡

4. 工事種目　　※工事内容：改修工事(下記が本工事の概要である。詳細及び工事範囲は図面による)
　メインアリーナ屋根塗装、屋上防水改修、建具廻り等漏水箇所の防水改修、Ｒ階屋根新設

構造　　ＲＣ造 一部 Ｓ造
階数　　地下１階 地上３階 ＰＨ３階
最高高さ　　28.15m
最高軒高　　15.10m
建築面積　　6553.10㎡
延床面積　　11153.52㎡

5. 工事区分　　建築工事一式

6. 工　期　　工事完成年月日は令和　　年　　月　　日とする.

II. 建築工事仕様書

	項　目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による. ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という.) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について，下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること. ◎設計図書の優先順位は，次の順とする. (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等 ◎施工条件は次による. ・工程については，施設管理者と協議の上決定すること. ・施設の使用に影響のある，騒音，振動，粉塵等を伴う作業は平日の運営中は原則施工できない．また，休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は，作業の中止を行う場合がある. ・その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認を行う. ・本工事の着手前に，給排水，ガス管，地下埋設物の調査を行う．調査期間は△週間とする．切回し時期については△△頃とする. ・仮囲いの場所，範囲は図示による. ◎交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，図示する場所に　10　日間配置すること. ・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(　義務付けられていない). ・警備員は，延　10　人を見込んでいる. ・警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること. ・配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること. ・受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない．また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない.
	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し，監督員に提出すること. ◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること. ◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること.
	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること. ◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること. ◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと. ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)，建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること.

	項　目	特 記 事 項
1章 一般共通事項		◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること. ◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない. ◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること. ◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない. ◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない. ◎受注者は，移動式クレーンを使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない．なお，令和元年度末まで経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする. ◎休日,夜間に作業を行う時は,事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること. ◎受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること.
	4. 工事現場管理	◎工事現場には，営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること．工事標識については，原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする．また，県産木材の取扱いについては，「5. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する. ◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない．県産木材を使用した場合，受注者は，工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない. ◎電気保安技術者は次の者とし，必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により，監督員の承諾を受けること. ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする. ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする. ◎発生材の処理等は，次により適正に行う. (1) 工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する. (2) 上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること．受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては，監督員(契約書に規定する監督員をいい，標仕の規定による場合は監督職員と読み替える，以下同じ．)に報告し指示を仰ぐこと. (3) 撤去物の種類，規模，構造，撤去方法，養生方法，発生材の処分場を記載する. ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する. | 種　類	コンクリート（無筋）	廃プラ
会社名	(有)川上組砕石（中間処分）	(株)丸八木村商店☆優良認定業者
所在地	徳島市下町本丁９２－１	吉野川市鴨島町鴨島６５２－１
処分地	鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	吉野川市鴨島町鴨島６５２－１
運搬距離	6.9 ｋｍ	32.4 ｋｍ
処分単価	640　円/t	10,000　円/m3 | 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書の提出を求め，減額変更を行うことがある. なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という．）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50㎞の範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする. (4) 受注者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない.

	項　目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	5. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする. (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること. (2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること. (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること. なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする. ◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に，「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない. ◎受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「木材使用実績報告書」(電子データ)，「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない. ◎県産木材の使用 (1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない. (2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである. ① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない. (4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない. ◎製材等(製材，集成材，合板，単板積層材)，フローリング，再生木質ボード(パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板)については，合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む．)が行われたものを使用する．ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする. また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする．ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする. ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による. ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする. (2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない. (3) 受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工，製造された製品 注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う. 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う. 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること. ◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない.
	6. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の(1)から(5)を満たすものとする. (1) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (2) 保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (3) 接着剤は，フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (4) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (5) (1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする.

鎌倉建築設計事務所
徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３
管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏

年月日	工事名称	図面番号
２０１９．０５	Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事	Ａ ― ０１
縮 尺	図面名称　特記仕様書（１）	

1章 一般共通事項

項目	特記事項
7. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は営繕課へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること． ◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること．不都合な工法等を発見した場合は，工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること．手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする．
8. 技能士の適用	◎技能士の適用については，次の技能検定作業(以下，「作業」という．)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする． 技能士は，職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること． 技能士は，適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする． なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする．

○印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	とび作業
鉄骨	鉄工	構造物鉄工作業
防水	防水施工	○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		シーリング防水工事作業
タイル	タイル張り	タイル張り作業
木	建築大工	大工工事作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	左官作業
建具	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業

項目	特記事項
9. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員,工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について,監督員,工事監理業務受注者とともに,書面により確認すること
10. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承諾を受けて次の工程に進むこと． ◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること． ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる．

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	―	1回
3千万円以上5千万円未満	―	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注） 低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう．
一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう．

◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること．

◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる．

◎基礎杭工事を含む工事については，請負対象額にかかわらず，基礎杭工事完了後，中間検査を実施する。

項目	特記事項
11. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本３部，電子データ２部）（ 原図版 ） ・工事写真（写真帳 1 部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ），電子データ 2 部） ・写真帳は監督員から指示があった場合に提出する． ・使用材料一覧表（ 1 部 ） ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること． 竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，及びオリジナル形式をCD-Rに保存する． ◎工事写真はしゅん工，着工前，資材，施工状況の順に整理する． しゅん工については，工事目的物の状態が，また，資材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること． ◎工事写真の撮影は，国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「営繕工事写真撮影要領」によること．

区分	サイズ
着工前	カラー，手札版又はサービスサイズ
工事中	カラー，手札版又はサービスサイズ
竣工	カラー，手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は，専門家によらないものとする．

1章 一般共通事項

項目	特記事項
12. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること． ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については，付保を除外できる． (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上，必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する． また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する． ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする． なお，工期延伸した場合には，保険の期間も延長すること． ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす． (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること．
13. 瑕疵補修	◎徳島県公共工事標準請負契約約款第４１条第２項に基づくの瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は１年とする． ただし，その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には，当該請求を行うことができる期間は10年とする．
14. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

2章 仮設工事

項目	特記事項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物及び地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと．
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は，BM(　　)を±0とし，NGLはBM±(　　)mmとする．ただし，監督員の指示により決定する．
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準(以下「規格等」という．)に適合するものを使用すること． ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること． ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと． 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること． 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること． ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること． ◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること． ◎外部足場（ 種類：枠組本足場，仕様： 2枚布，D=90cm，シート仕様：防炎Ⅰ類 ） ・壁つなぎ間隔(水平方向： 8m以下，鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は，原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙１「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の⑵手すり据置方式により行うこと． ただし監督員の承諾を得た場合は、⑶手すり先行専用足場方式により行うことができる． ◎屋上の資材は飛散防止対策を行うこと． ◎足場等の設置業者は，別契約の関係受注者に無償で使用させること．
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は設けない
5. 工事用用水，電力等	◎既存電力利用 出来ない，電力料金(有償 ・ 無償) ただし，施設管理者と協議すること． ◎既存用水利用 出来ない，用水料金(有償 ・ 無償) ただし，施設管理者と協議すること．
6. 工事車両用駐車場 資材置場	◎施設管理者と協議すること．
7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上７千万円未満の工事において，仮設トイレを設置する場合，原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない． ◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上７千万円未満の工事において，現場代理人または主任技術者が女性の場合，設置する仮設トイレは，「快適トイレ」を 標準とする． ただし，特段の理由がある場合は，この限りでない． ◎受注者は， 当初請負対象金額（設計金額）７千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない． ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない． ◎受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない．

○洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと．
○快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと．

3章 鉄骨工事

項目	特記事項
1. 材料	◎鋼材は次による．

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SSC400相当品	C-100×50×20×2.3 溶融亜鉛メッキ仕上げ	母屋

項目	特記事項
	◎溶接材料は，母材の種類，寸法及び溶接条件に相応したもので，製作工場の通常使用のものとする．
2. 材料試験	◎JIS規格品は，材料試験は行わない． ただし，規格証明書を提出し，監督員の承諾を得ること．
3. 溶接接合	◎溶接作業は，現場溶接とする． ◎溶接技能者に対して，技量付加試験を(行わない)．

鎌倉建築設計事務所
徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３
管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏

年月日	工事名称	図面番号
２０１９．０５	Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事	Ａ ― ０２
縮尺	図面名称 特記仕様書（２）	

4章 防水工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎保護層，防水層等を撤去した結果，下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること．
	◎降雨等に対する養生方法は，（ 上屋シート養生 ）とする．
2. 改修工法の種類及び工程	
3. 既存下地の補修材料	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト，層間接着用プライマー，アスファルト系下地調整材，二重ドレン等の材料は，ルーフィング類製造所の指定する製品とする．
4. ルーフドレイン廻りの処理	◎ルーフドレインの端部から（ 500mm ）の防水層及びシーリングを撤去し，ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること．
5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状，長さ，数量等は図示する．
6. 合成高分子系ルーフィングシート防水	◎合成高分子系ルーフィングシートは，JIS A 6008の規格品とする．
7. 塗膜防水	◎工　法：ウレタンゴム系塗膜防水　　種　別：X-1、X-2
	◎塗膜を形成する材料は，JIS A 6021の規格品とする．
	◎プライマー，層間接着用プライマー，補強布，接着剤，通気緩衝シート，シーリング材，仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする．
	◎脱気装置は平面部脱気型とし，設置数量は約50㎡当り1箇所とし，主材料製造所の仕様による．
	◎特記仕様書，改標仕及び標仕以外は，主材料製造所の仕様による．
8. シーリング	◎シーリング材は，JIS A 5758の規格品とする．
	◎プライマーは，被着体及びシーリングの種類により使い分けること．
	◎監督員に，シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること．
	◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行わない ）．
	◎外部に面するシーリング材は，施工に先立ち（ 簡易接着性試験 ）を行う．
	◎種類及び施工箇所
9. 防水保証	◎防水工事完了後は，メーカー，元請業者，下請業者の ３者連名による （ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること．

工程 ＼ 施工箇所	３階屋上（既存モルタルの上）	３階屋上（既存シート防水の上の一部）
工法	塗膜防水	合成高分子系ルーフィングシート防水
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		
2 既存保護層(平場)撤去等		
3 既存断熱層撤去等		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		
5 既存防水層(平場)撤去等		
6 既存下地の補修及び処置	○	○
7 防水層の新設	○	○
8 断熱材の新設		
9 保護層の新設		

工法	種別	シート 種類	シート 厚さ	施工箇所
POS	S-F1	加硫ｺﾞﾑ系	2.0mm	３階屋上（既存シート防水の上の一部） 竪樋部防水改修

工法	種別	規格・仕様		備考
POX	X-1 X-2	平場　改標仕　露出・通気・緩衝 立上り　改標仕　露出・密着		３階屋上 （既存モルタルの上）

記号	材質	施工箇所		寸法	接着試験
MS-2	2成分系変成シリコーン系	ｻｯｼ廻り目地		10×10	有
MS-2	2成分系変成シリコーン系	ｻｯｼ廻り目地		15×10	有
MS-2	2成分系変成シリコーン系	庇廻り目地		30×10	有
MS-2	2成分系変成シリコーン系	屋上打替目地		10×10	有

5章 タイル工事

項目	特記事項
1. セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り	
	◎壁タイル張り工法（　　）
	◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする．
	◎タイルの製造所：　評価名簿による．
	◎見本焼きを（ 行わない ）．
	◎試験張りを（ 行わない ）．
	◎既製調合モルタルの製造所：　評価名簿による．
	◎保水材の混入量は，実績等の資料を提出したうえで，監督員の承認を得ること．

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
外壁	45×95	○			○				○						既存に合わせる

6章 屋根工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎屋根葺き材，緊結金物については，下地も含め安全性を確認し，監督員の承諾を得ること．
	◎標準仕様書以外の工法は，専門業者の仕様による．
	◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速　　Vo=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分　（ Ⅰ ・ Ⅱ ・ (Ⅲ) ・Ⅳ ） 積雪区分　　建設省告示第1455号 別表（ a0.0011　do0.3 ）0.3m
2. 金属板葺き	◎屋根葺き形式　・縦葺
	◎指定のない付属材料は，屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による．
	◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔，固定方法等を施工計画書として提出する．

施工箇所	種類、鋼板の厚さ	下葺材料
R階 新設屋根	ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ0.45mm以上	ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄﾌｨﾝｸﾞ1.0mm 耐火野地板25mm

7章 左官工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は，製造所の仕様による．
	◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は，清掃のうえ適度の水湿しを行って，次の層の塗り方にかかる．
2. モルタル塗り	◎下地，塗り面等の浮いている部分は，直ちに補修する．

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
タイル下			有り	

◎防水剤の製造所：　評価名簿による．

◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は，製造所の仕様による．

◎総塗り厚が25mm以上となる場合は，はく落防止工法とすること．

8章 内装改修工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎工事に先立ち，改修部分の隠蔽部の調査を行い，設計図書と照合し，支障があった場合は，速やかに監督員に報告し，指示を受けること．
	◎各部の撤去により，下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は，速やかに監督員に報告し指示を受けること．
2. 撤去並びに下地補修	◎各改修工事の仕様は，仕様・仕上げ表による． ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去　改標仕6.2.2(a)参照
3. タイルカーペット張り (JIS L 4406)	◎タイルカーペット：種類・色(既設に合わせる)，形状・寸法(既設に合わせる)
4. せっこうボードその他ボード及び合板張り	
	◎合板，パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は，F☆☆☆☆とする． ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量が，F☆☆☆☆の合板，パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．

種類	撤去工法	撤去範囲	備考
タイルカーペット	改標仕6.2.2(a)(1)による	2階視聴覚室 一部(図示)	剥がれている部分（8㎡）

材種・規格品	施工箇所	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
有孔合板 農林省告示第233号	2階視聴覚室 腰壁一部	9mm			木	寒冷紗裏貼り
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品	R階新設屋根野地板	25mm	不燃		鉄骨	

9章 塗装改修工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする．
	◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする．
	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする． ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。
2. 耐候性塗料塗り(DP)	
3. 油性ステイン塗り(OS)	

区分	下地調整	錆止め塗料塗り	上塗りの等級	備考
鉄面	改修仕様 RB種（塗替え面）	改修仕様 工程B種　塗料A種	１級	

区分	素地ごしらえ	備考
木部		

鎌倉建築設計事務所
徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３
管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏

年月日　２０１９．０５
縮尺
工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事
図面名称　特記仕様書（３）
図面番号　Ａ ── ０３

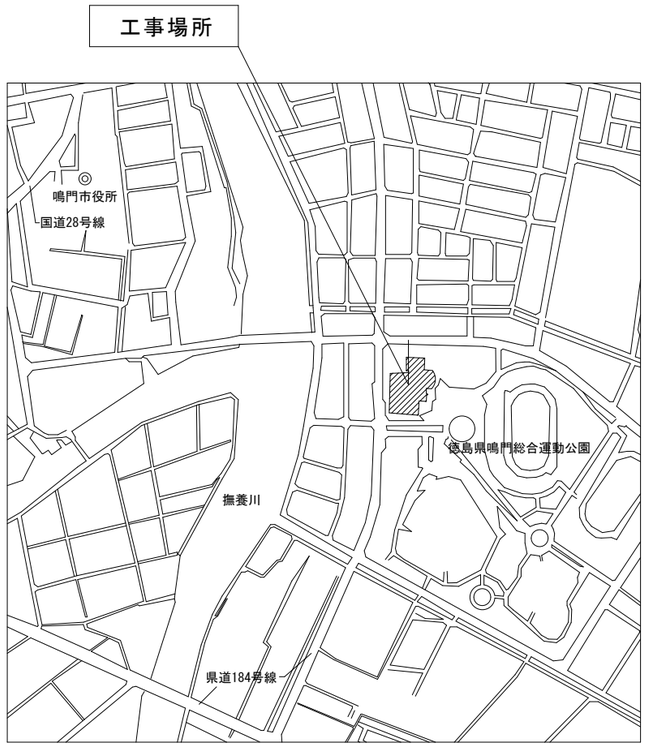

付近見取図

◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること．

◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない．

◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること．

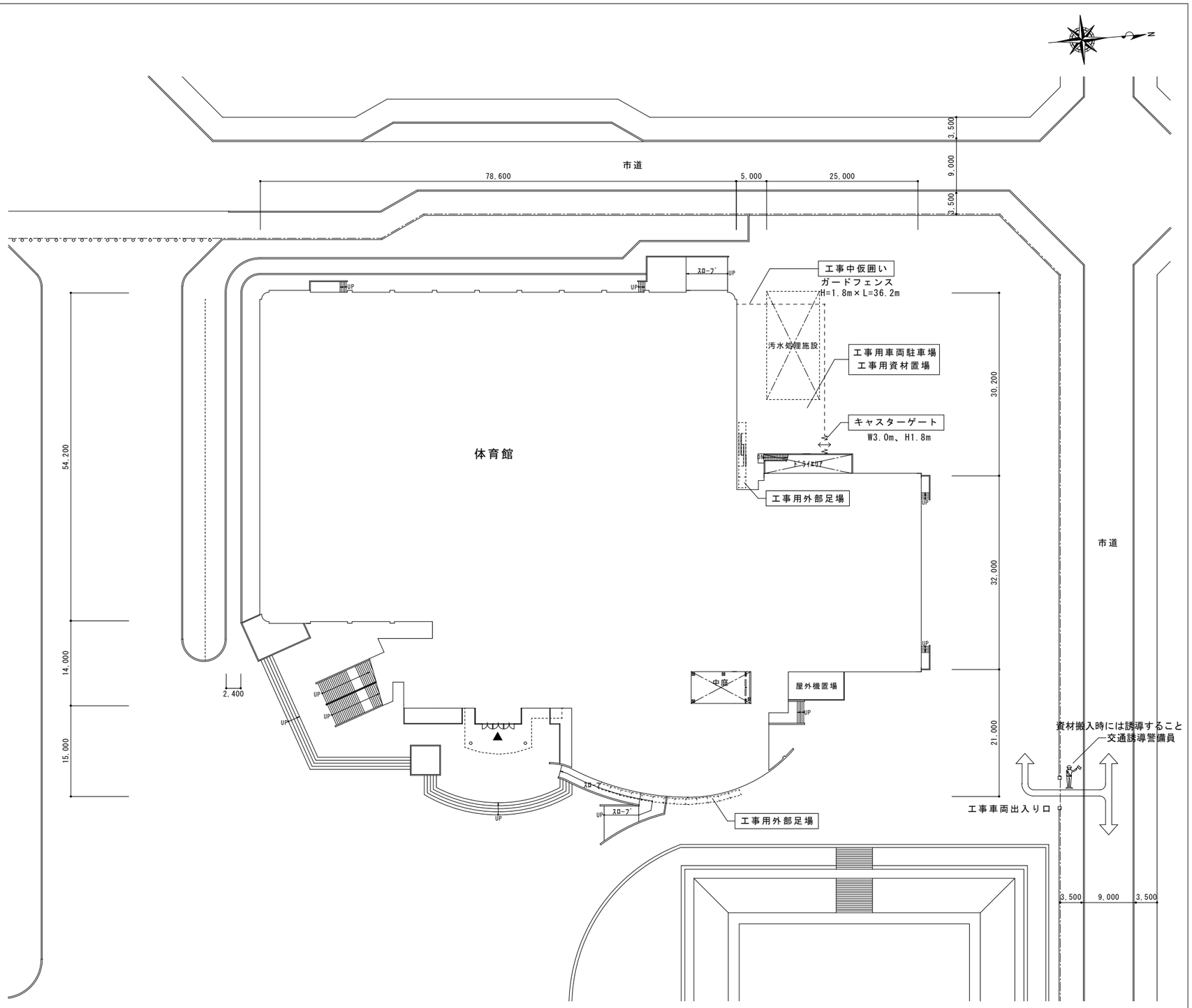

配置図

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2=1/500　A3=1/707	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　付近見取図・配置図	図面番号　Ａ ― ０４

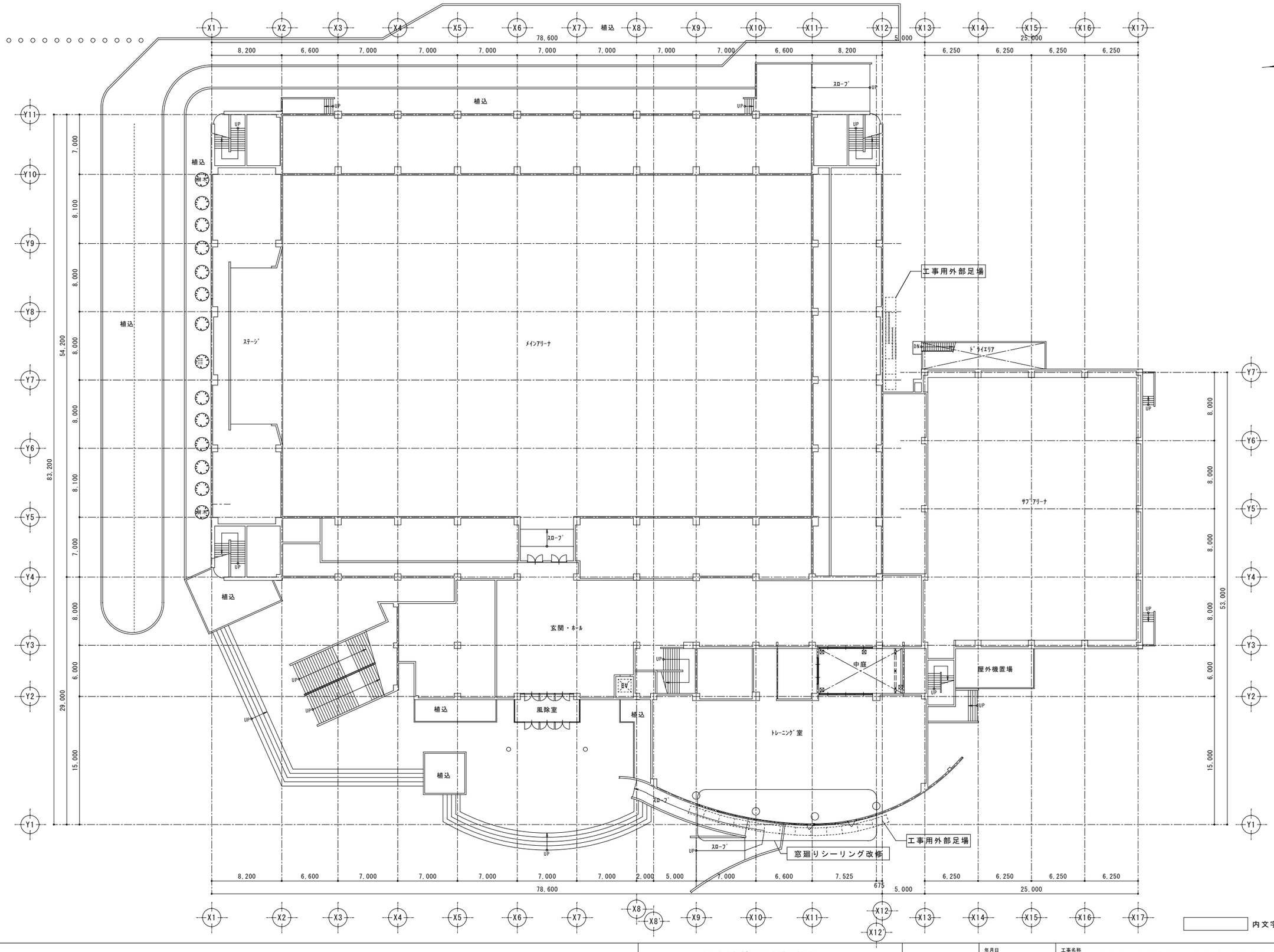

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2=1/300　A3=1/424	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　１階平面図	図面番号　Ａ ― ０５

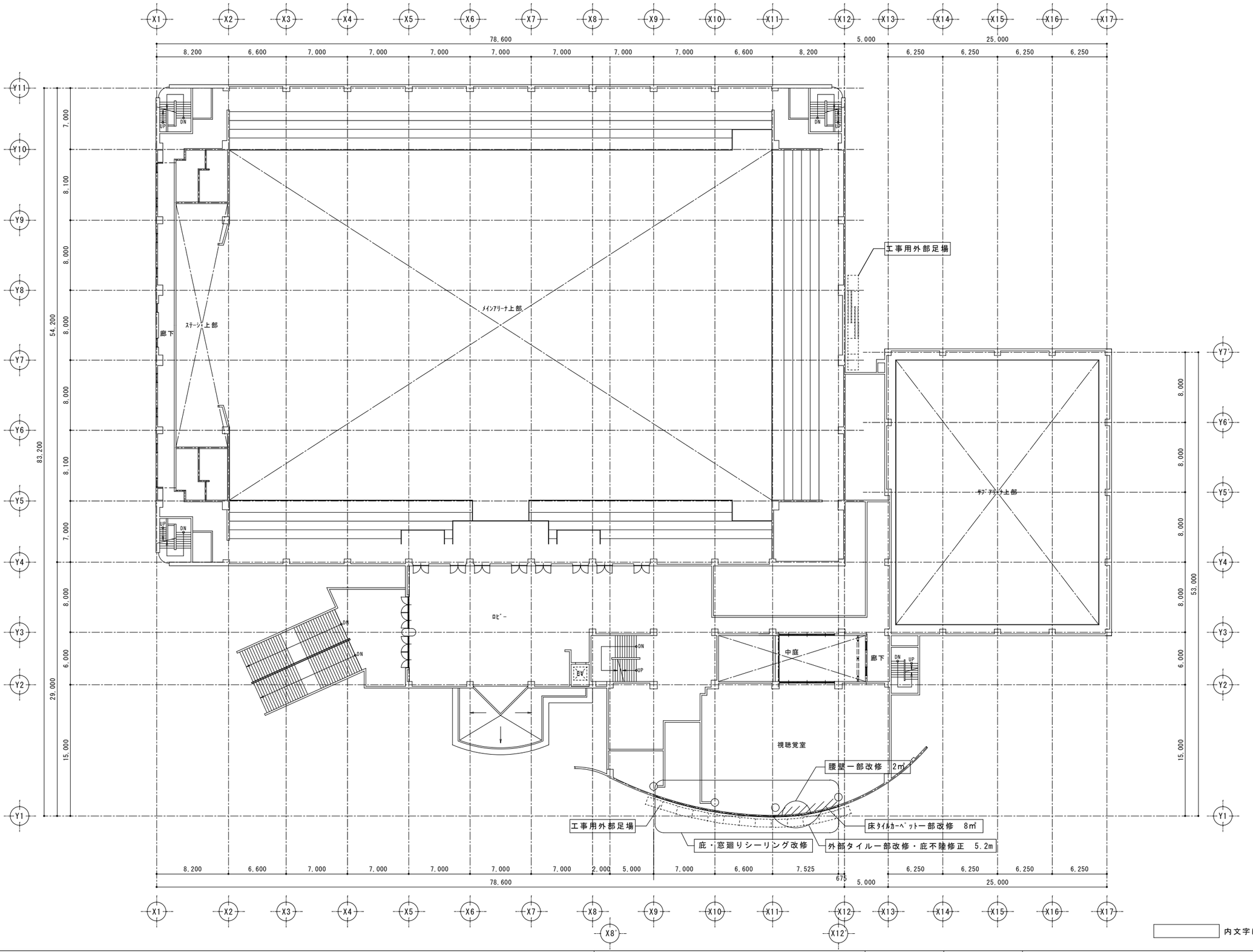

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺 A2=1/300 A3=1/424	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称 ２階平面図	図面番号 Ａ ― ０６

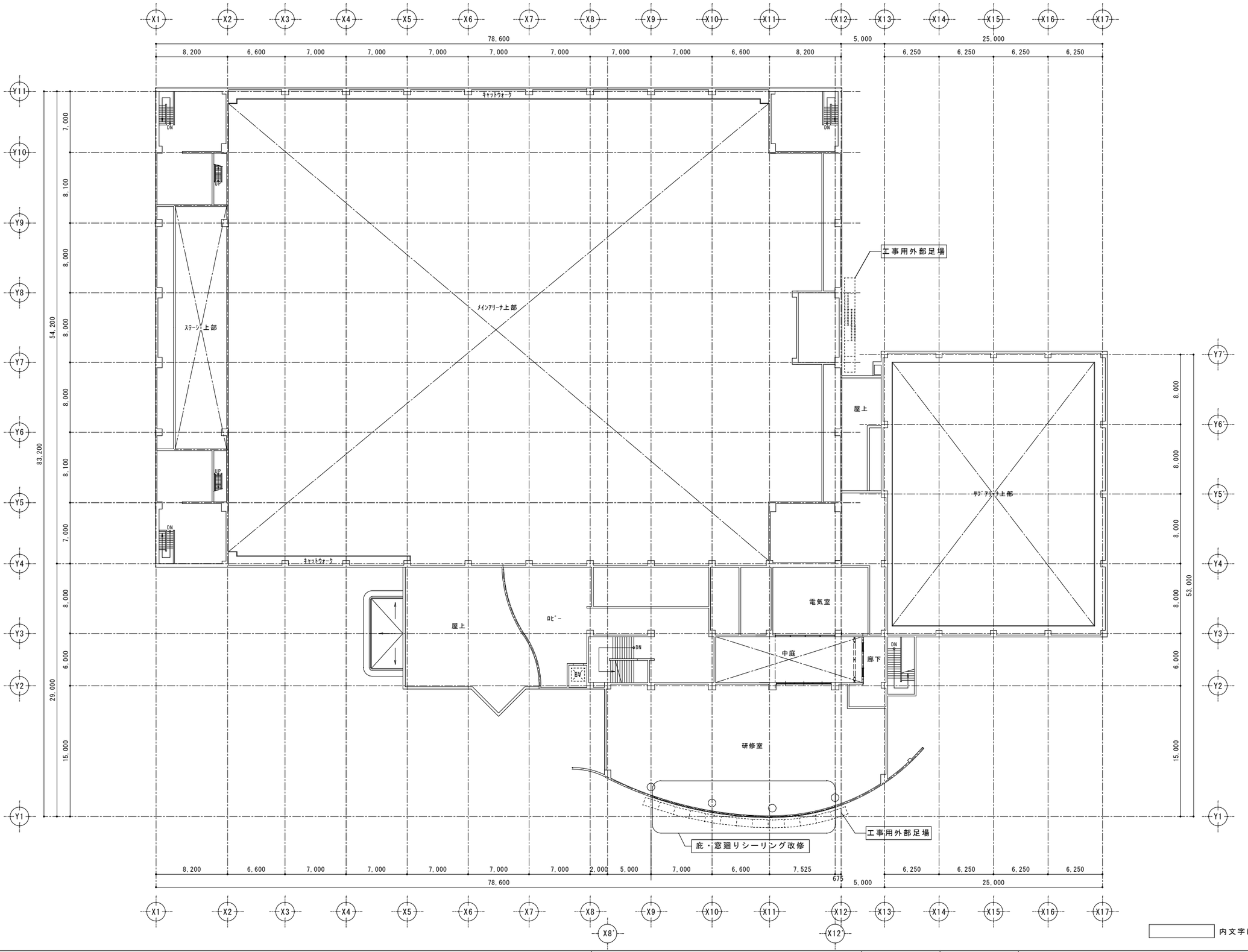

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2=1/300　A3=1/424	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　３階平面図	図面番号　Ａ ― ０７

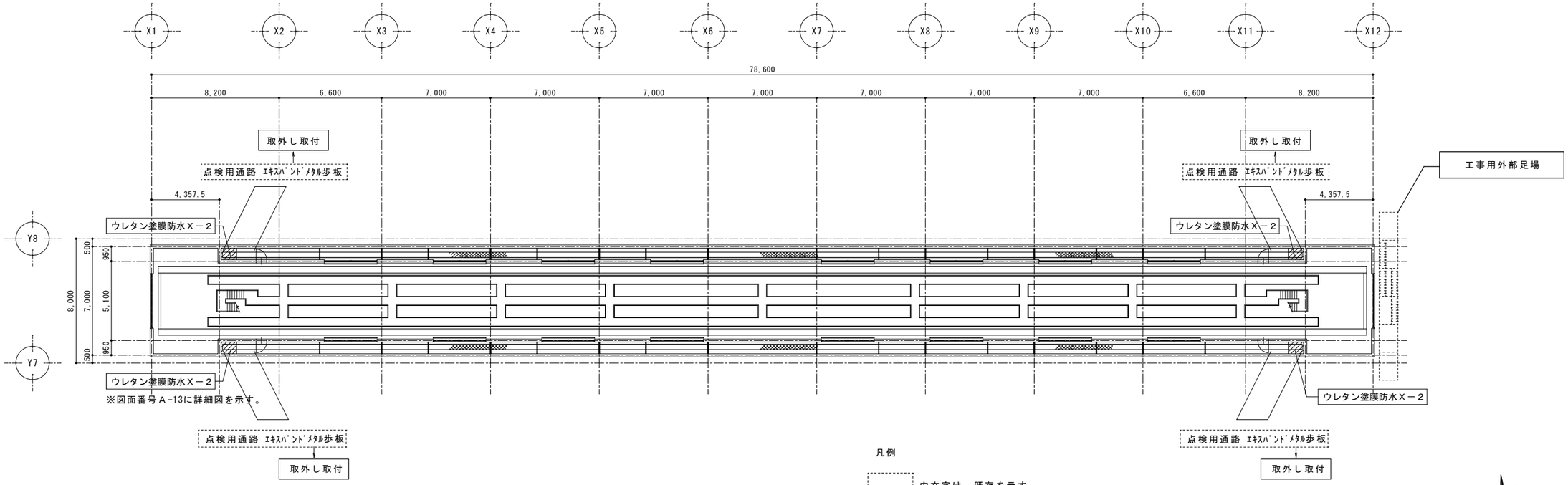

凡例

内文字は、既存を示す

内文字は、今回工事を示す

Ｒ３階平面図　S=1/200

ウレタン塗膜防水Ｘ－２ は入隅の４箇所とし　床、壁三方を１ｍ施工する。

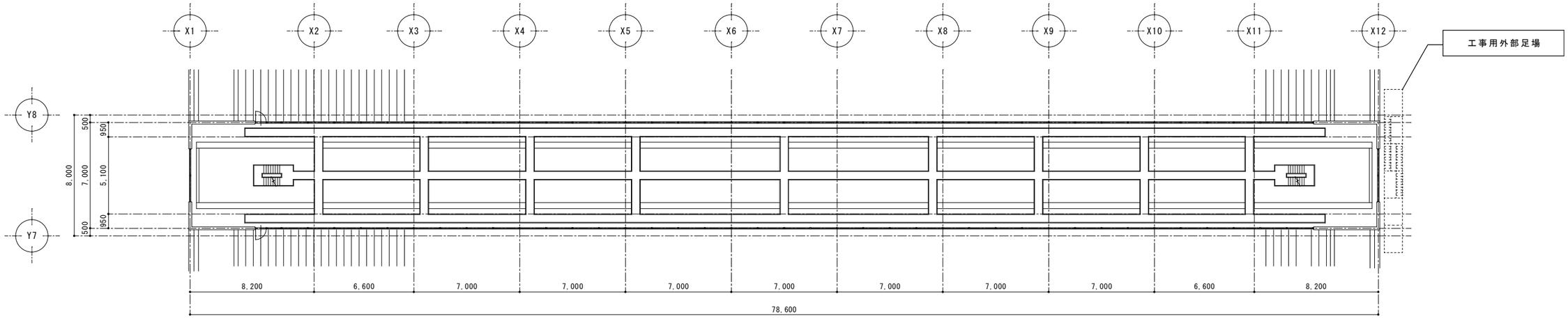

Ｒ２階平面図 S=1/200

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事	図面番号
	縮尺 A2=1/300 A3=1/424	図面名称 Ｒ２階平面図・Ｒ３階平面図	Ａ ― ０８

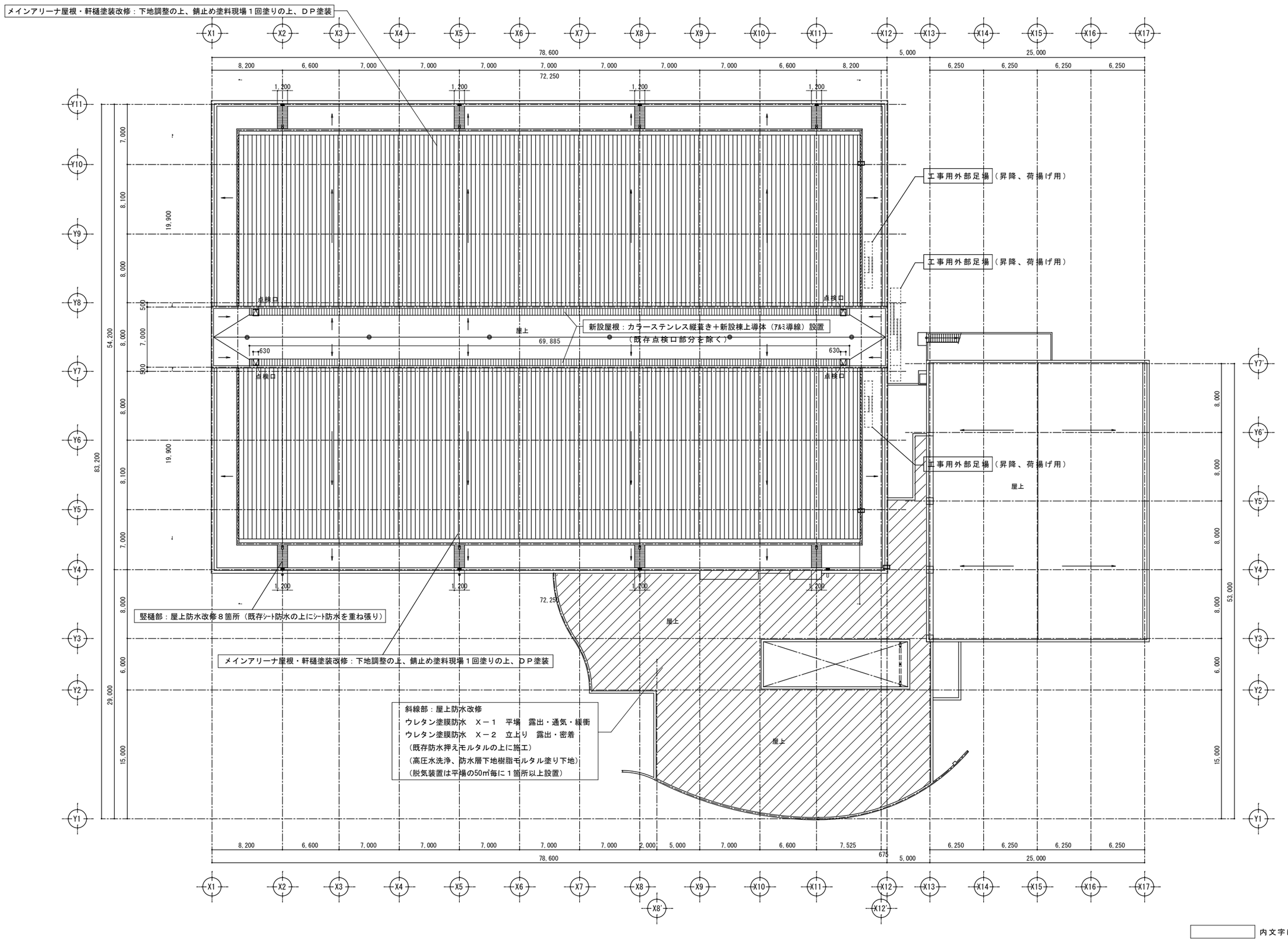

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺　(A2) 1:300　(A3) 1:423	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称 屋根伏図	図面番号 Ａ ― ０９

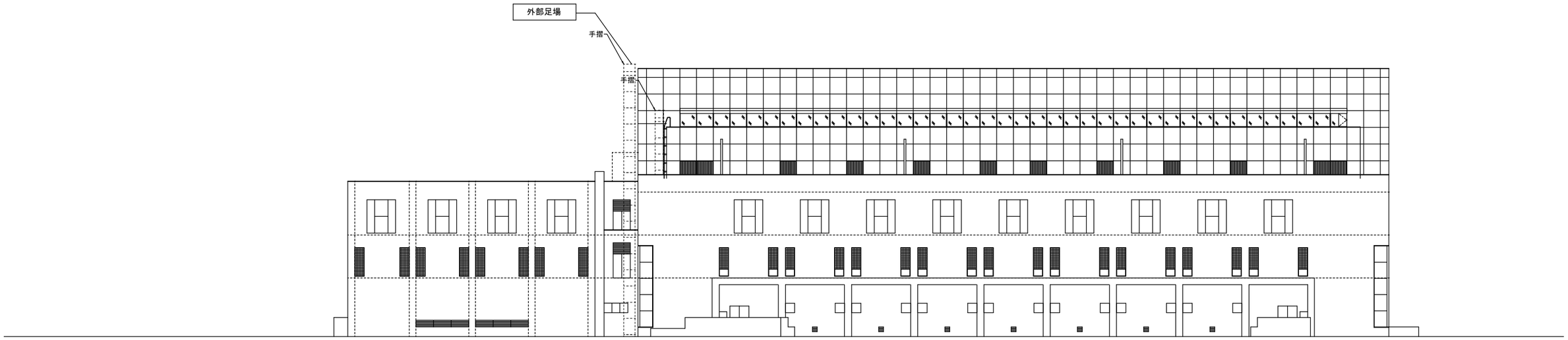

西面立面図

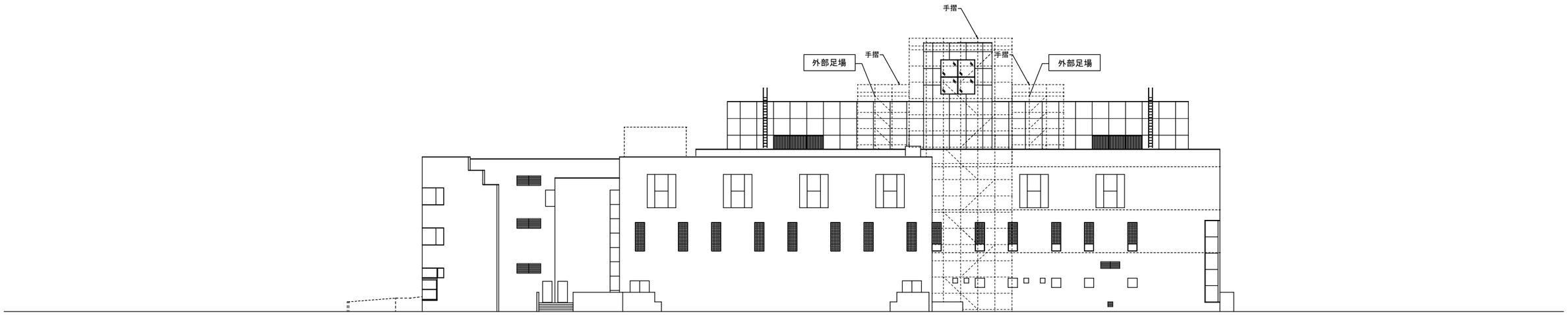

北面立面図

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺 A2=1/300 A3=1/424	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称 西面立面図・北面立面図	図面番号 Ａ ― １０

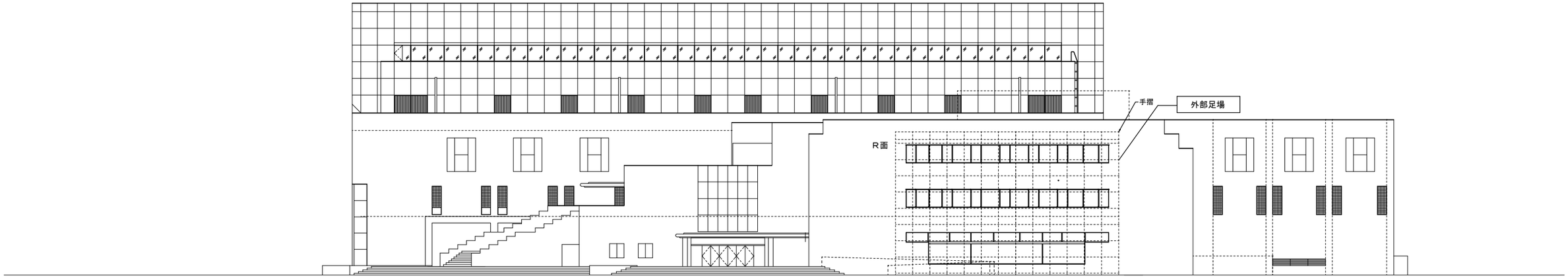

東面立面図

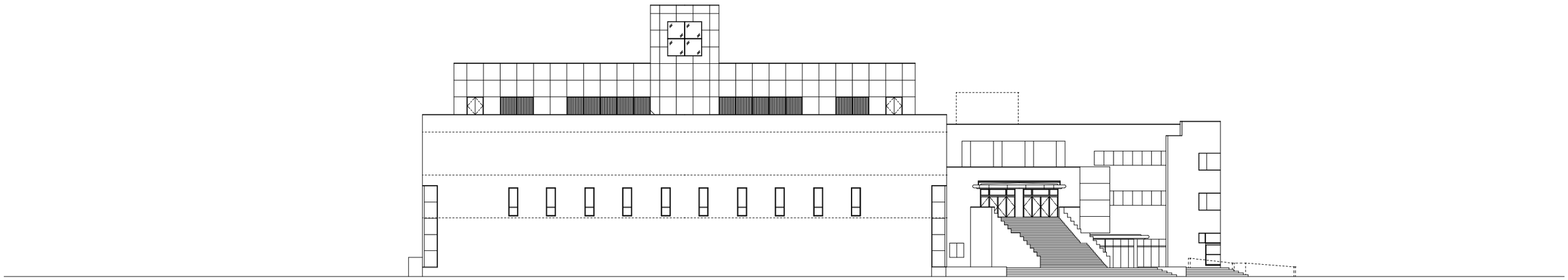

南面立面図

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事	図面番号
	縮尺 A2=1/300 A3=1/424	図面名称 東面立面図・南面立面図	Ａ ── １１

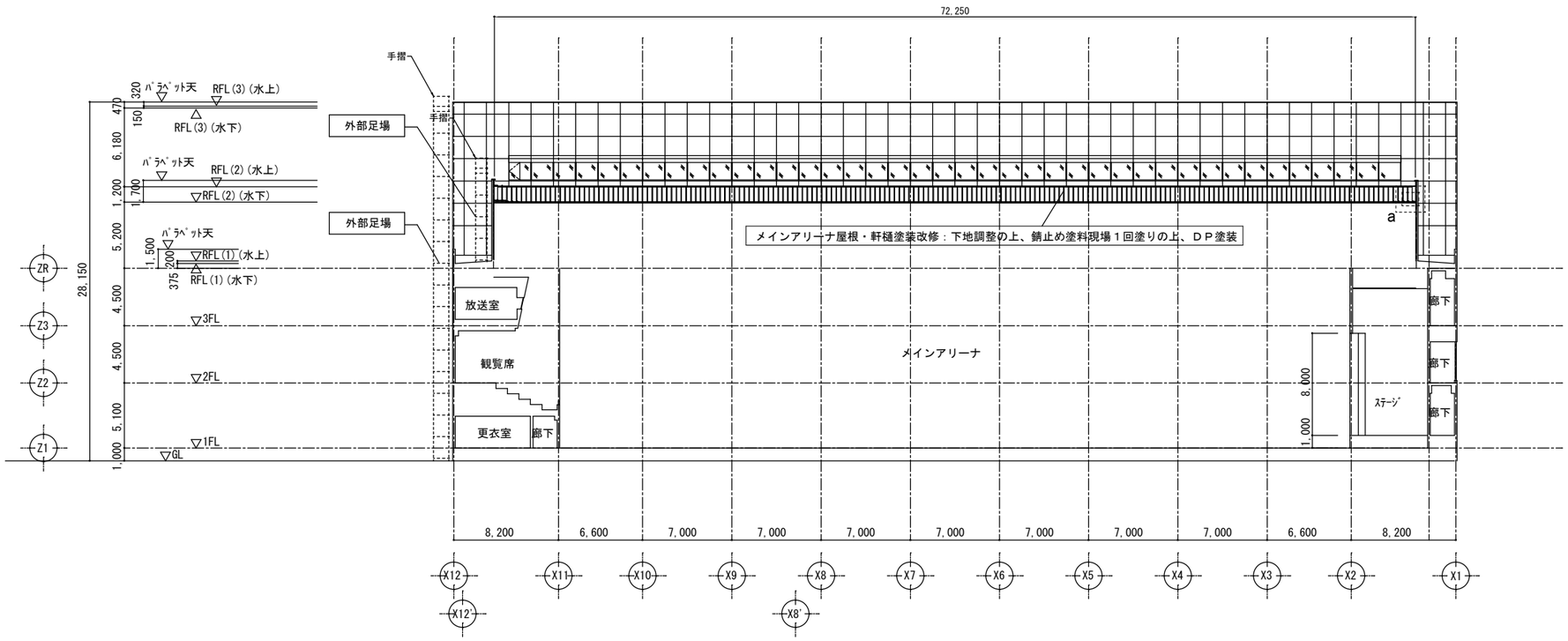

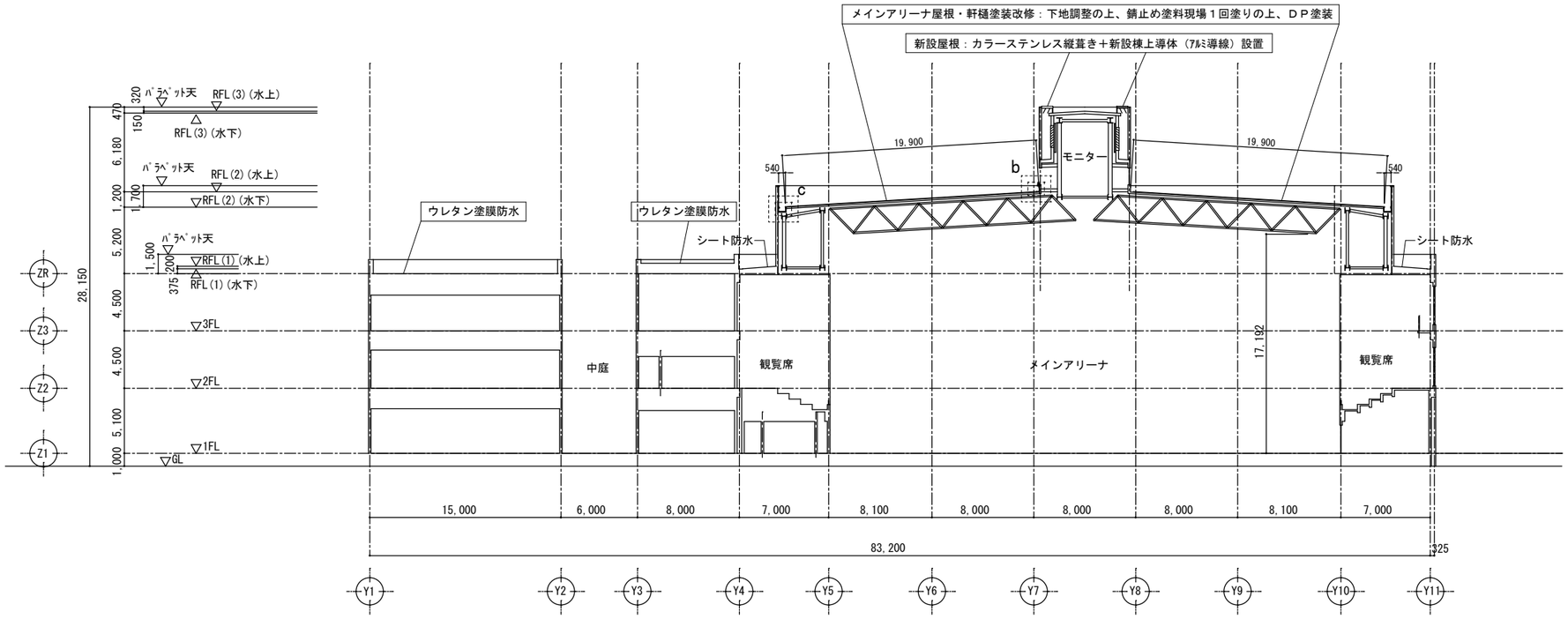

a　メインアリーナ屋根（ケラバ）詳細図　S=1:10

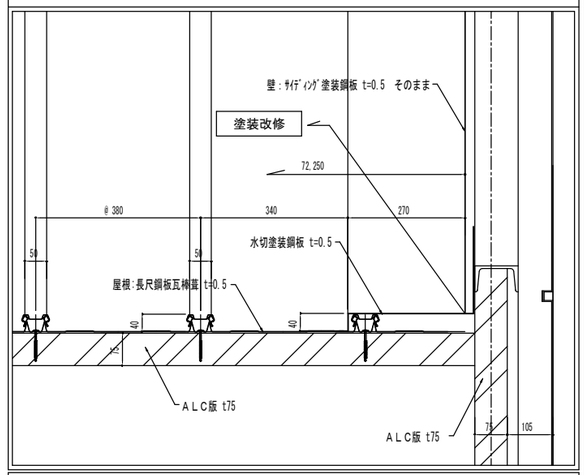

b　メインアリーナ屋根（水上）詳細図　S=1:10

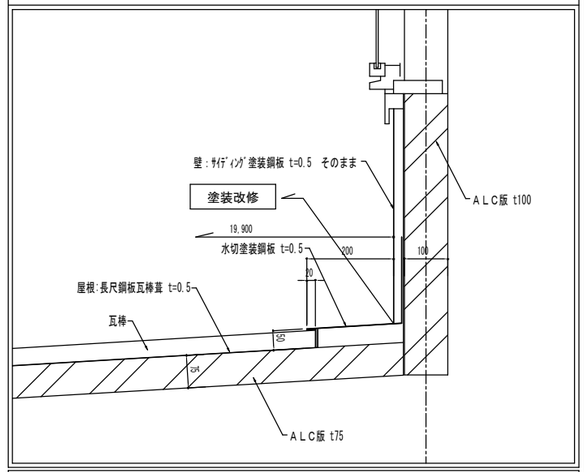

c　メインアリーナ屋根（水下）詳細図　S=1:10

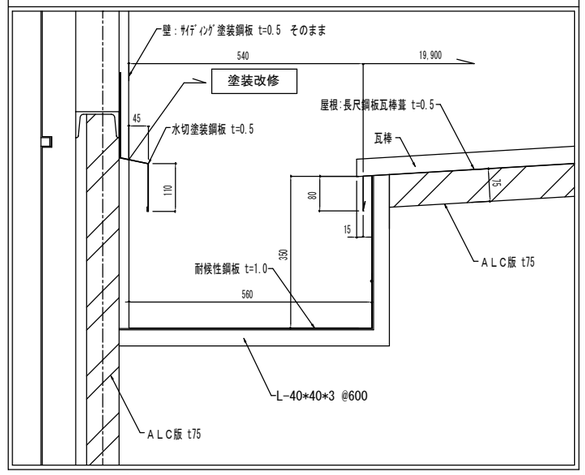

内文字は、今回工事を示す。

メインアリーナ屋根・軒樋塗装改修：下地調整の上、錆止め塗料現場１回塗りの上、ＤＰ塗装

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2=1/300　A3=1/424	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　アリーナ断面図・断面詳細図	図面番号　Ａ ── １２

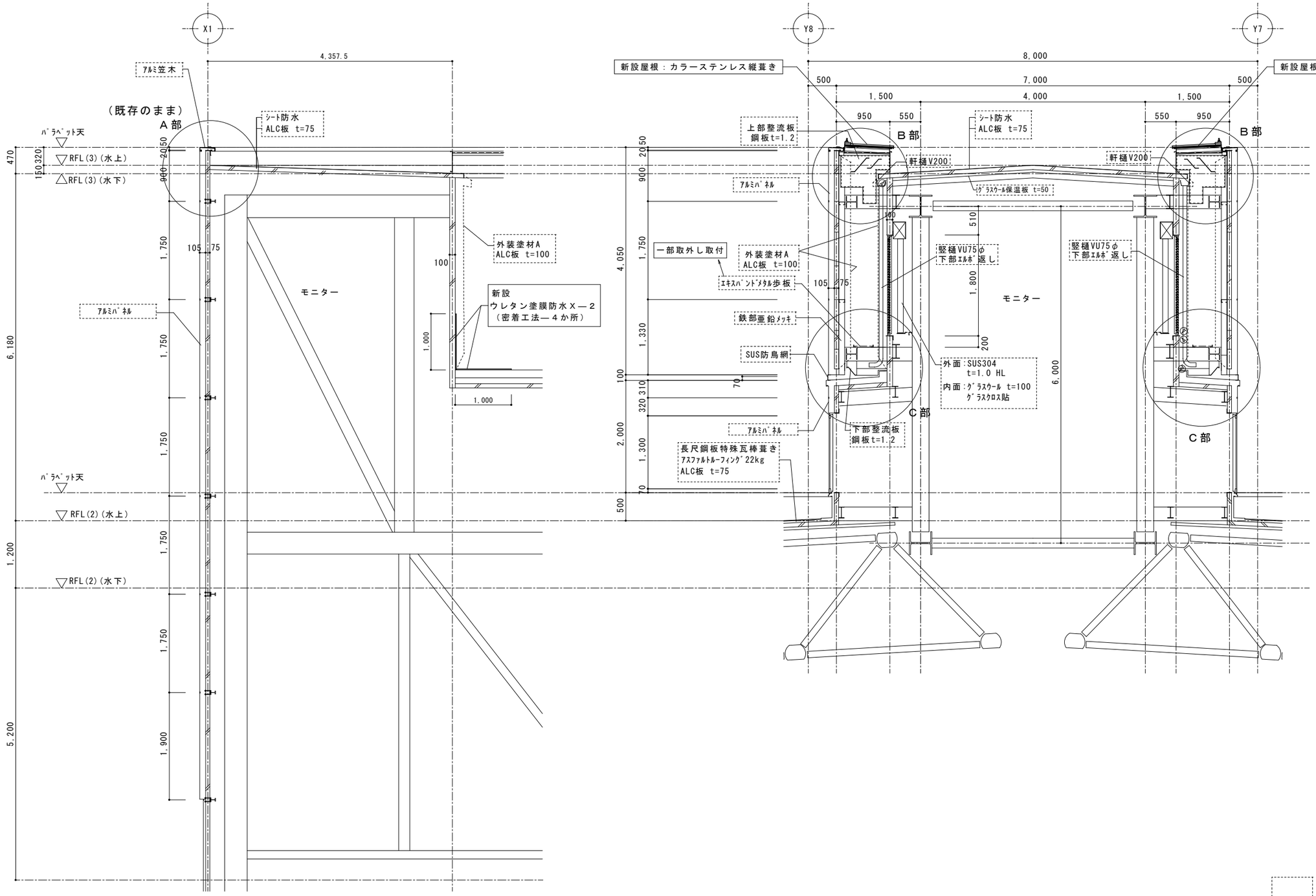

内文字は、既存を示す

内文字は、今回工事を示す

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺 A2=1/50 A3=1/71	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称 Ｒ階断面図	図面番号 Ａ ― １３

A部

（既存のまま）

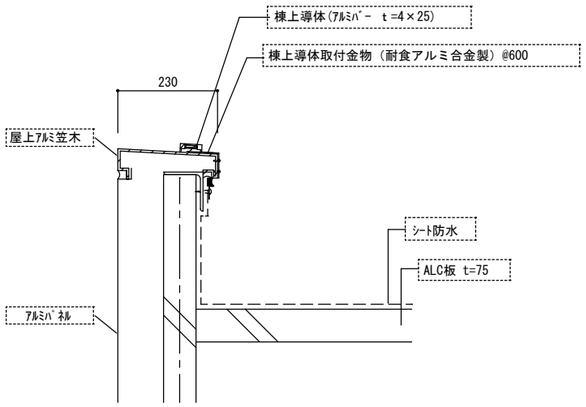

B部現況

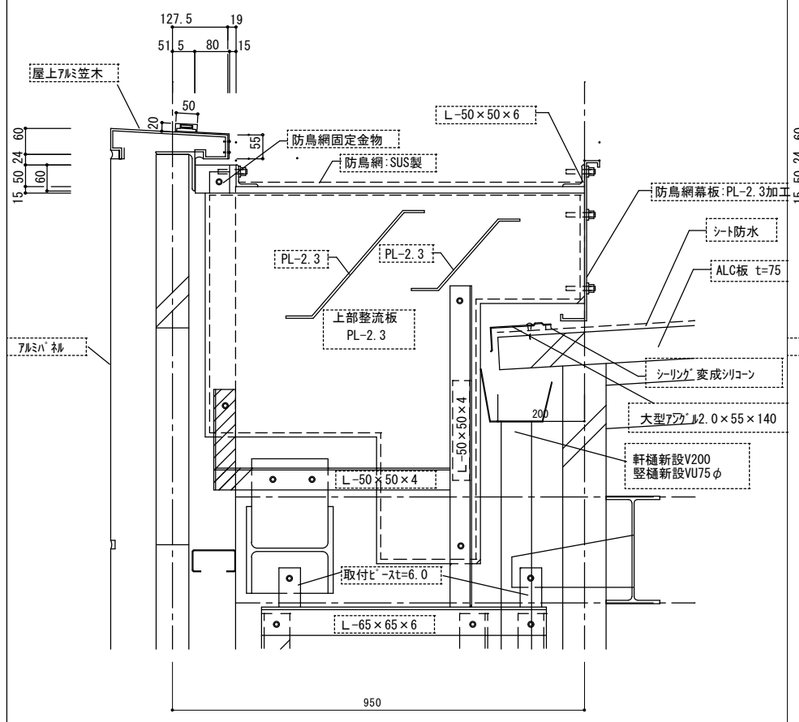

B部改修後

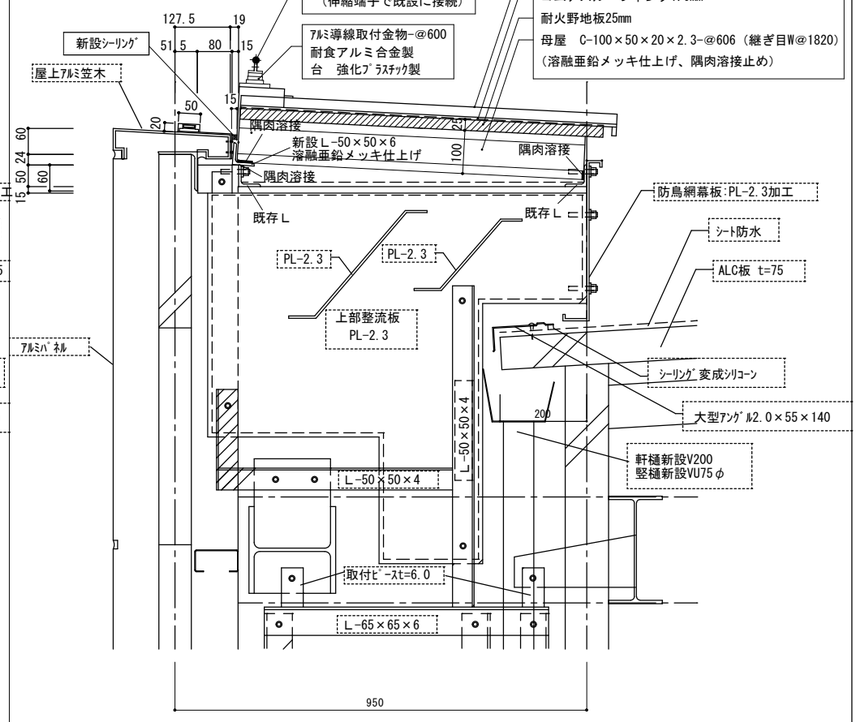

C部

（既存のまま）

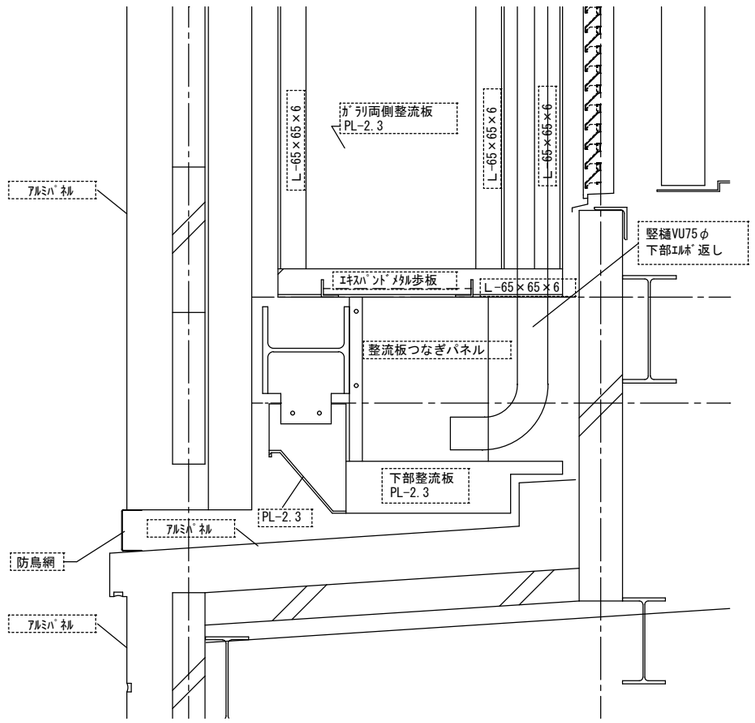

内文字は、既存を示す

内文字は、今回工事を示す

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号 鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺 A2＝1:10 A3＝1:14.1	工事名称 Ｒ１営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館改修工事 図面名称 Ｒ階断面詳細図	図面番号 Ａ ― １４

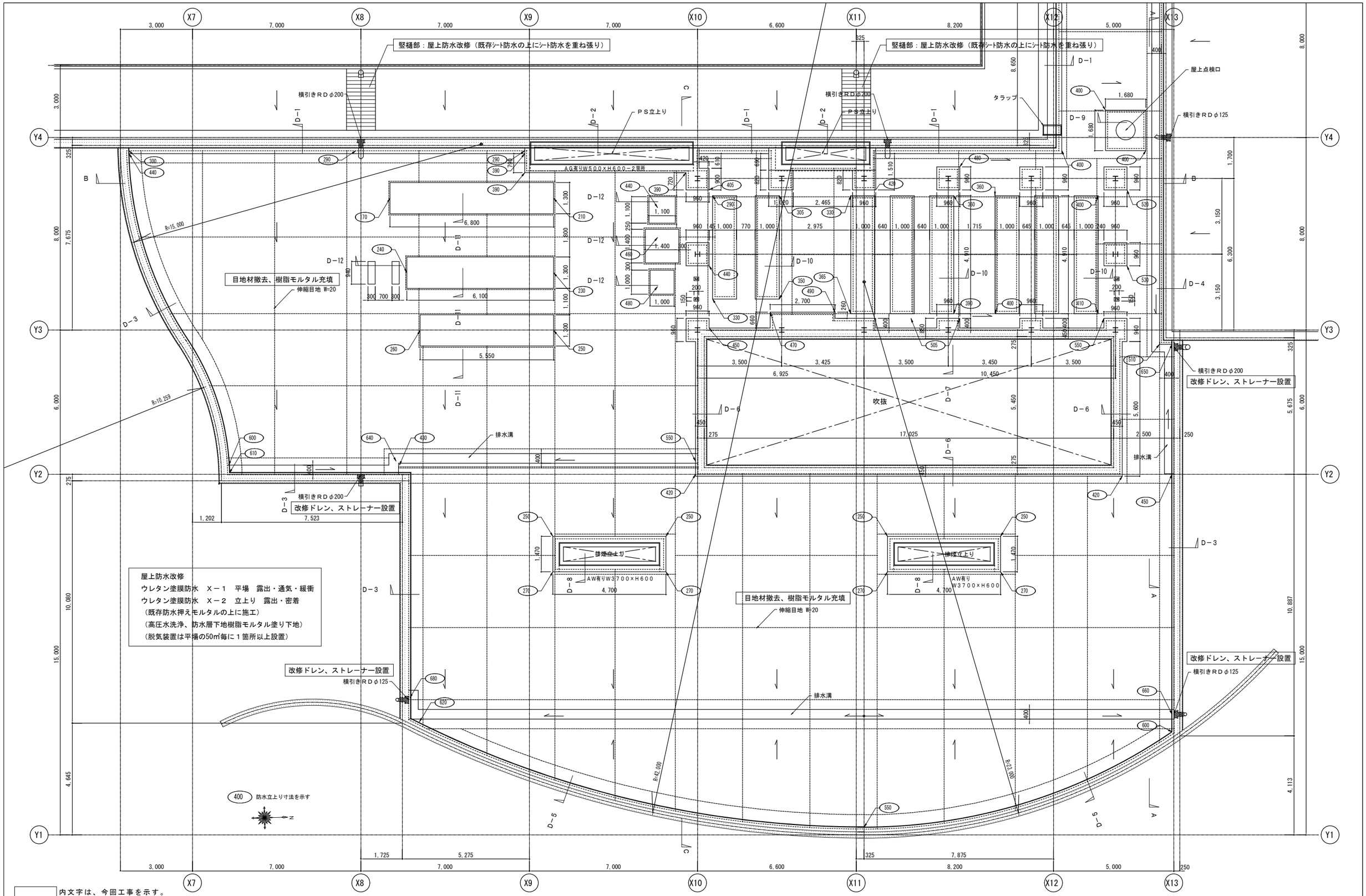

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2＝1:100　A3＝1:141	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　３階屋上平面図（１）	図面番号　Ａ ―― １５

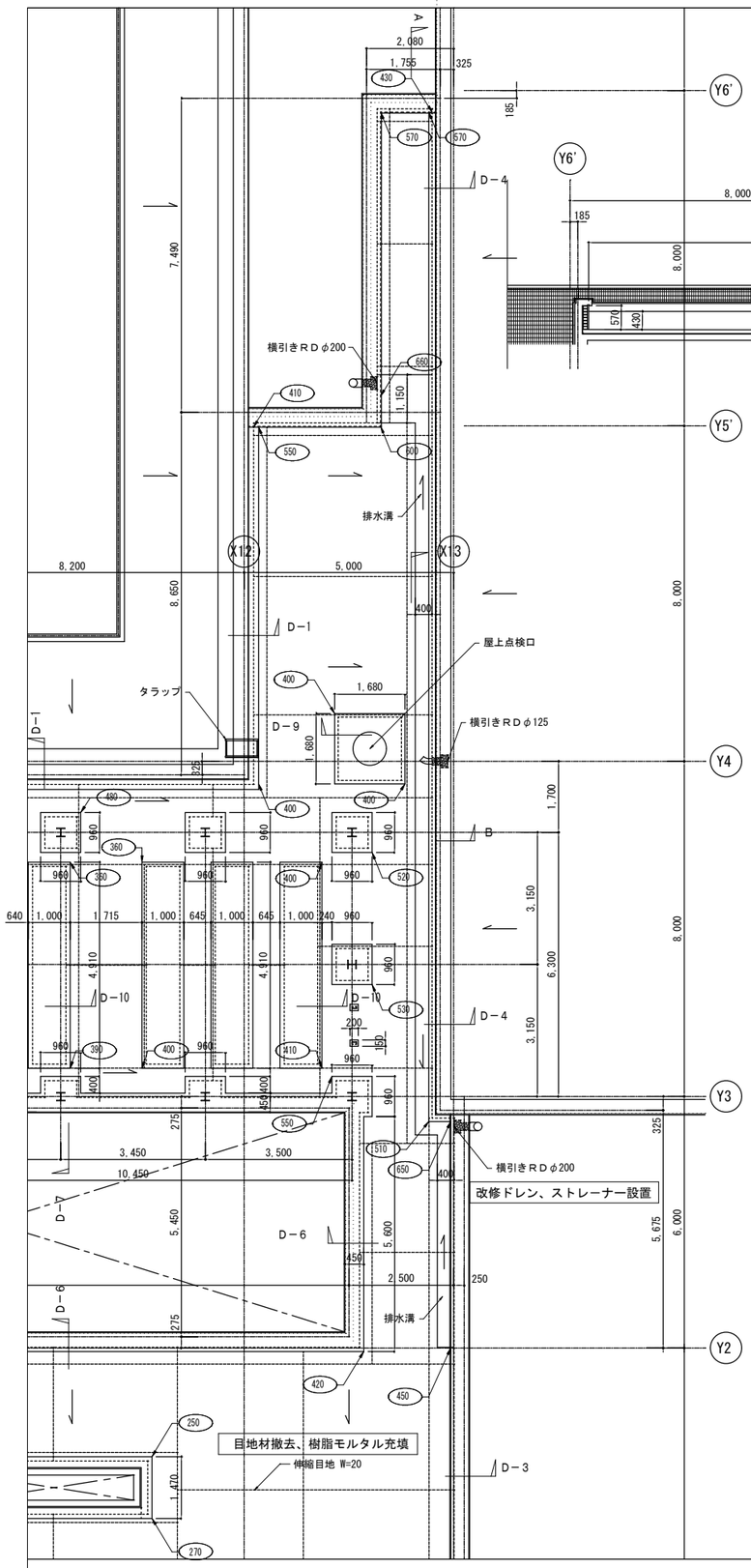

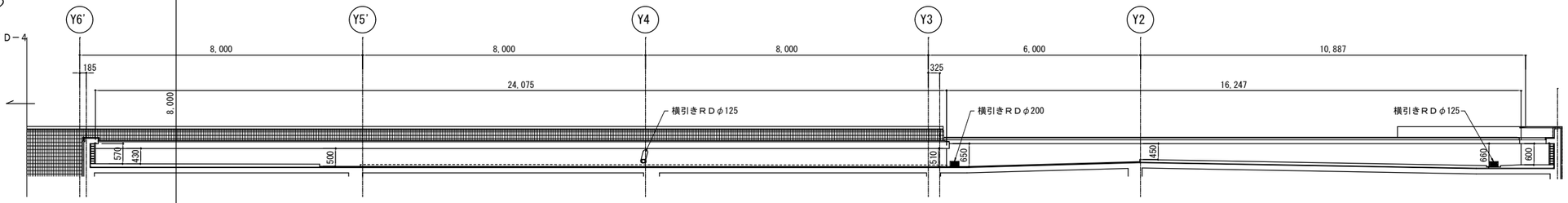

Ａ－Ａ　断面図　1:100

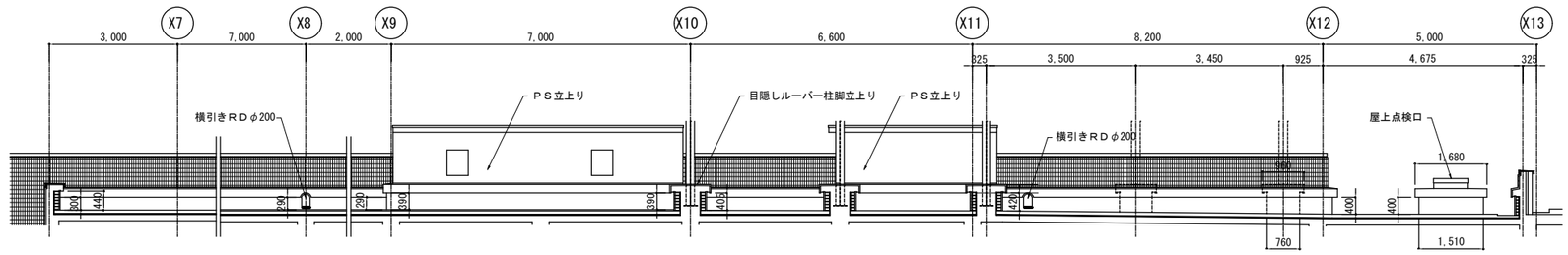

Ｂ－Ｂ　断面図　1:100

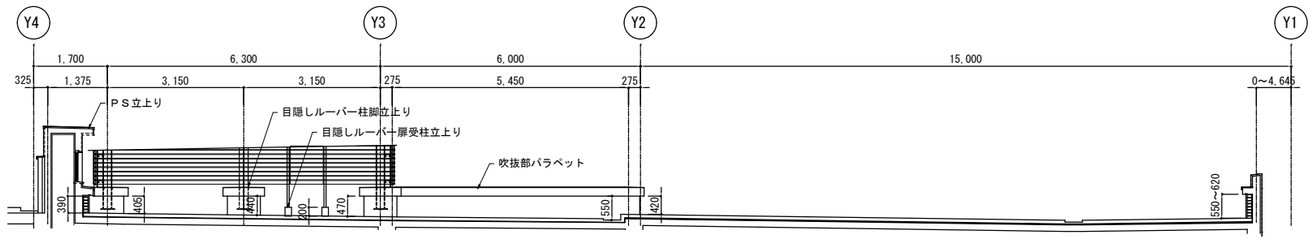

Ｃ－Ｃ　断面図　1:100

目隠しルーバー柱脚断面詳細図　S=1:20

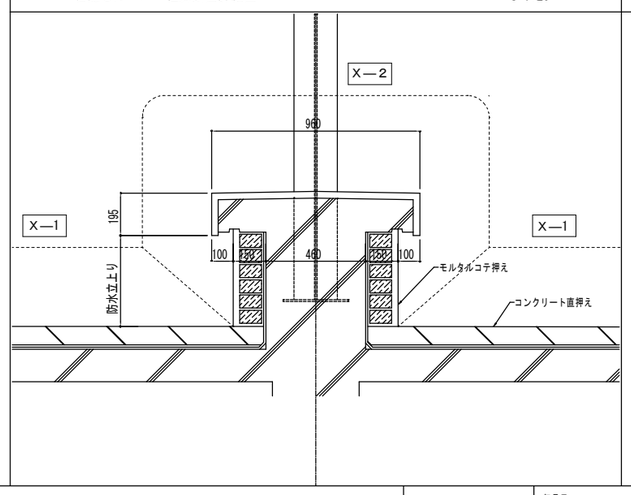

横引きルーフドレン断面詳細図　S=1:10

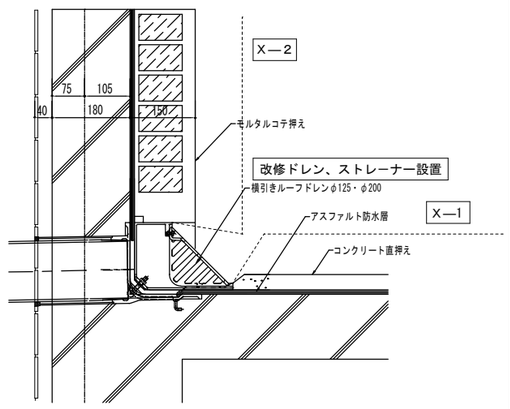

屋上防水改修
ウレタン塗膜防水　Ｘ－１　平場　露出・通気・緩衝
ウレタン塗膜防水　Ｘ－２　立上り　露出・密着
（既存防水押えモルタルの上に施工）
（高圧水洗浄、防水層下地樹脂モルタル塗り下地）
（脱気装置は平場の50㎡毎に１箇所以上設置）

400　防水立上り寸法を示す

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事	図面番号 Ａ ―― １６
	縮尺 A2＝1:100 A3＝1:141	図面名称 ３階屋上平面図（２）・断面図	

D－1　パラペット断面詳細図　S=1:20

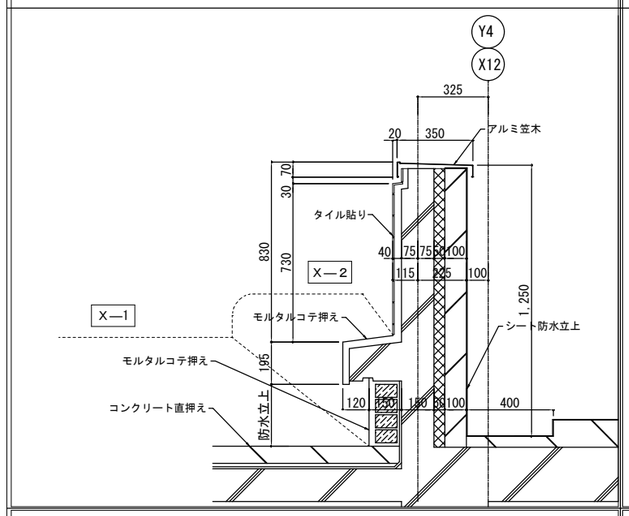

D－2　ＰＳ立上り断面詳細図　S=1:20

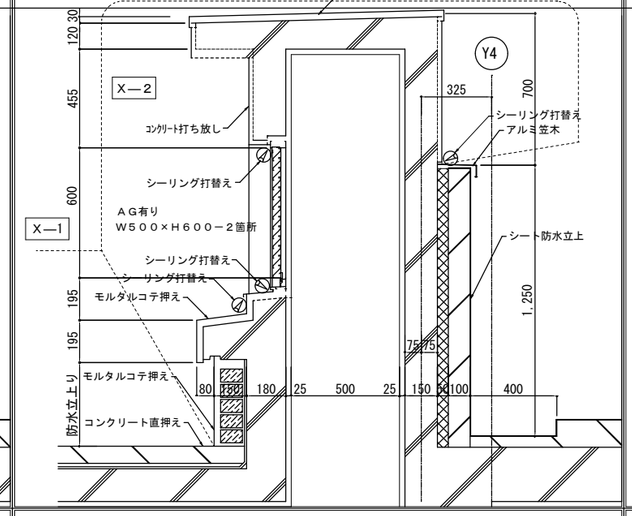

D－3　パラペット断面詳細図　S=1:20

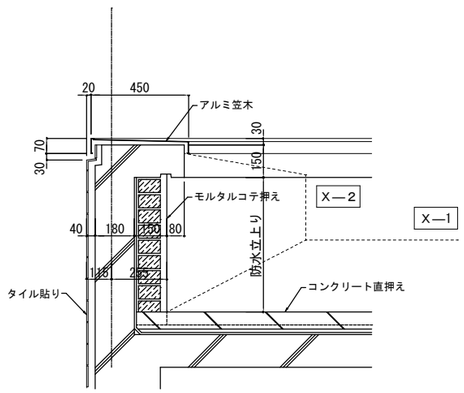

D－4　パラペット断面詳細図　S=1:20

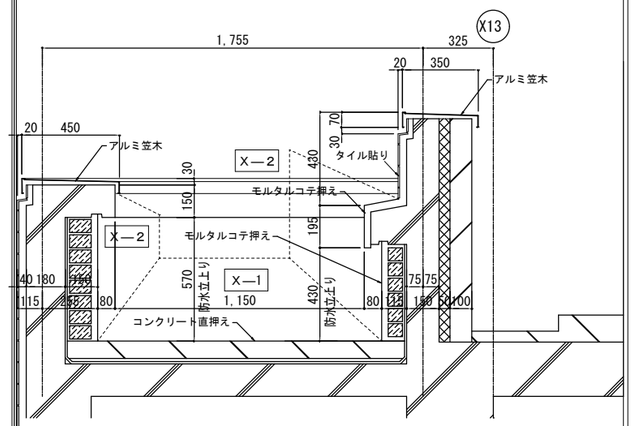

D－5　パラペット断面詳細図　S=1:20

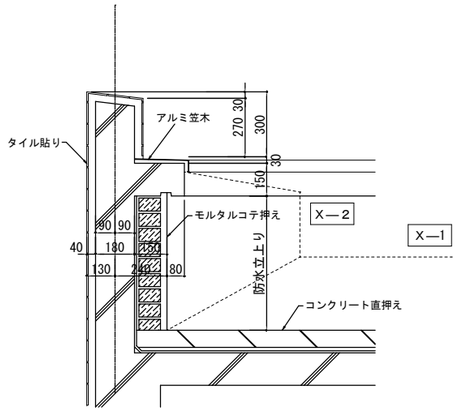

D－6　吹抜部パラペット断面詳細図　S=1:20

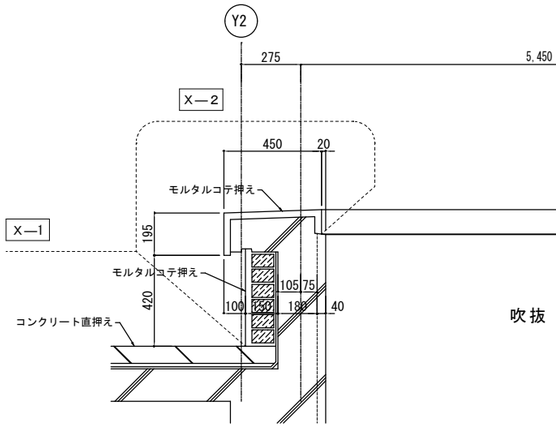

D－7　吹抜部目隠しルーバー柱脚断面詳細図　S=1:20

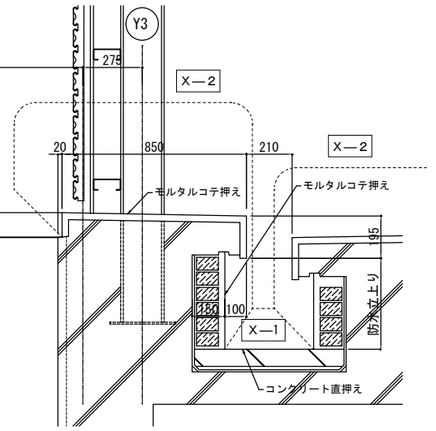

D－8　排煙立上り断面詳細図　S=1:20

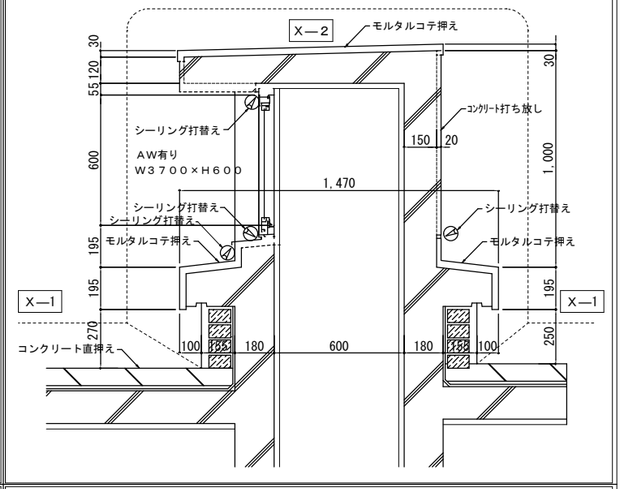

D－9　屋上点検口断面詳細図　S=1:20

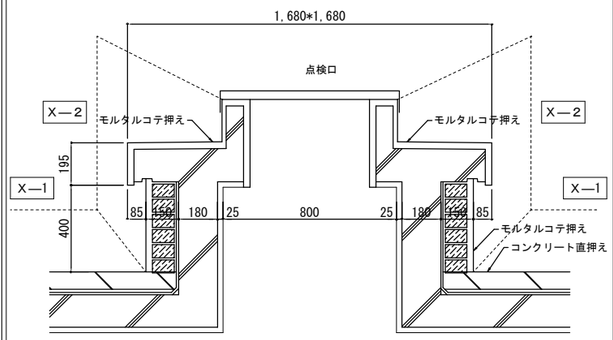

D－10　機械基礎断面詳細図　S=1:20

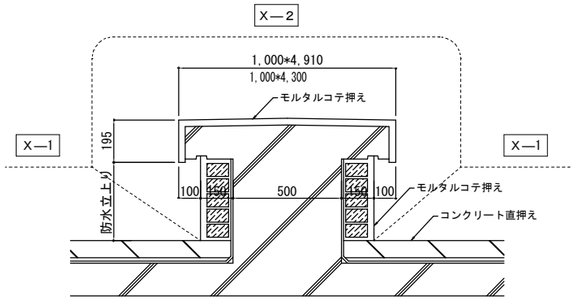

D－11　機械基礎断面詳細図　S=1:20

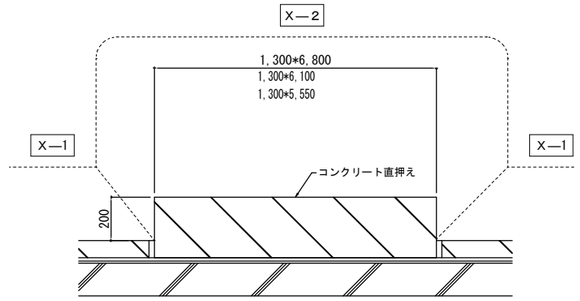

D－12　機械基礎断面詳細図　S=1:20

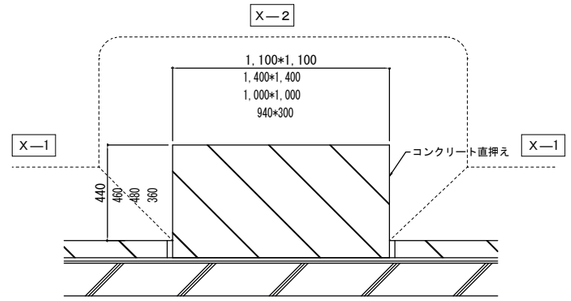

屋上防水改修
ウレタン塗膜防水　Ｘ－１　平場　露出・通気・緩衝
ウレタン塗膜防水　Ｘ－２　立上り　露出・密着
（既存防水押えモルタルの上に施工）
（高圧水洗浄、防水層下地樹脂モルタル塗り下地）
（脱気装置は平場の50㎡毎に１箇所以上設置）

内文字は、今回工事を示す。

鎌倉建築設計事務所
徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３
管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏

年月日	２０１９．０５
縮尺	A2＝1:20　A3＝1:28.2
工事名称	Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園鳴・撫養　体育館改修工事
図面名称	３階屋上断面詳細図
図面番号	Ａ ―― １７

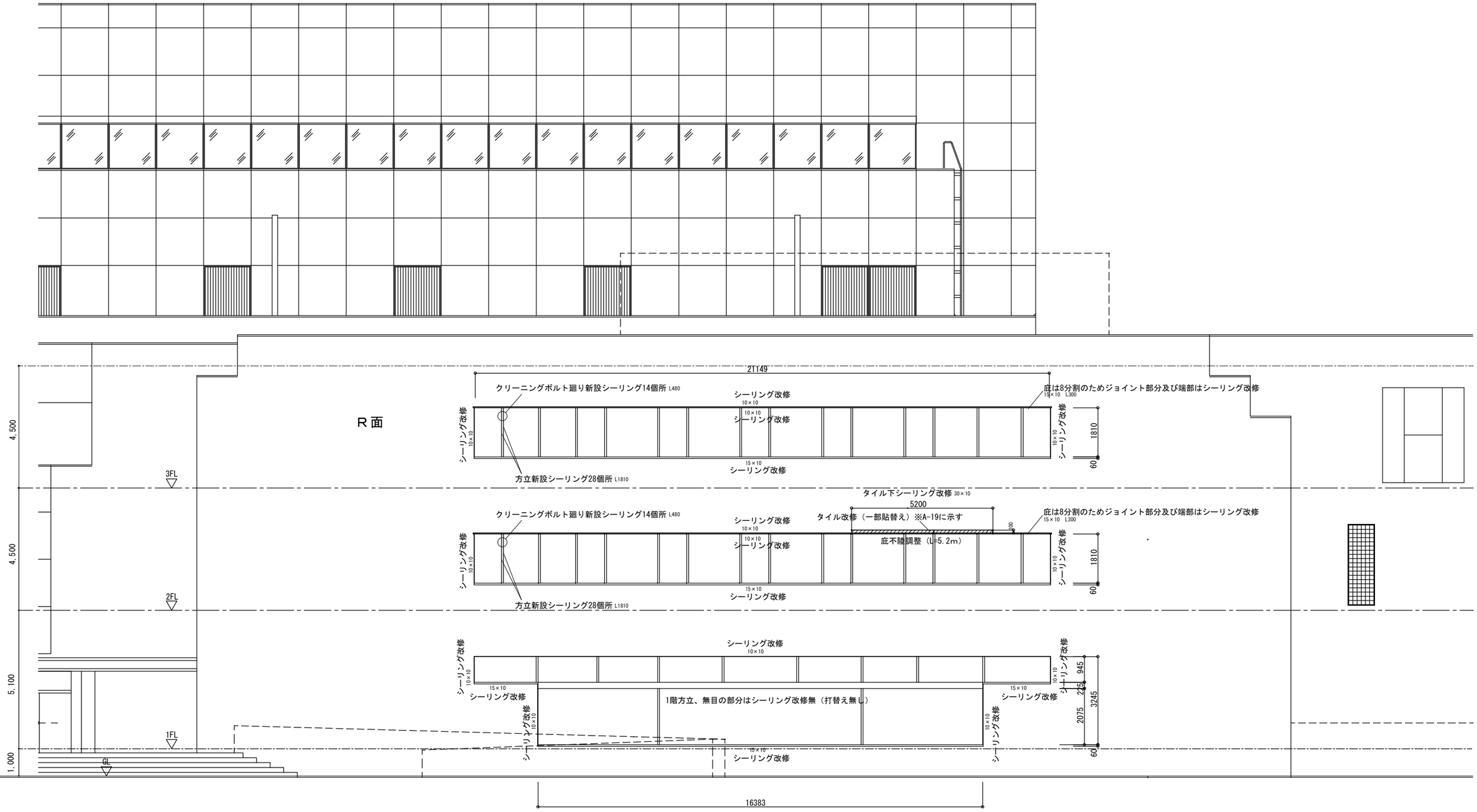

※図中シーリング改修とはシーリングの打替えを示す。

東面立面図

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８-３ 管理建築士１級１９８８２８号 鎌倉和敏	年月日 ２０１９．０５ 縮尺 A2=1:100 A3=1:141	工事名称 Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称 東面窓廻り防水改修立面図	図面番号 Ａ ―― １８

現況

S=1/5

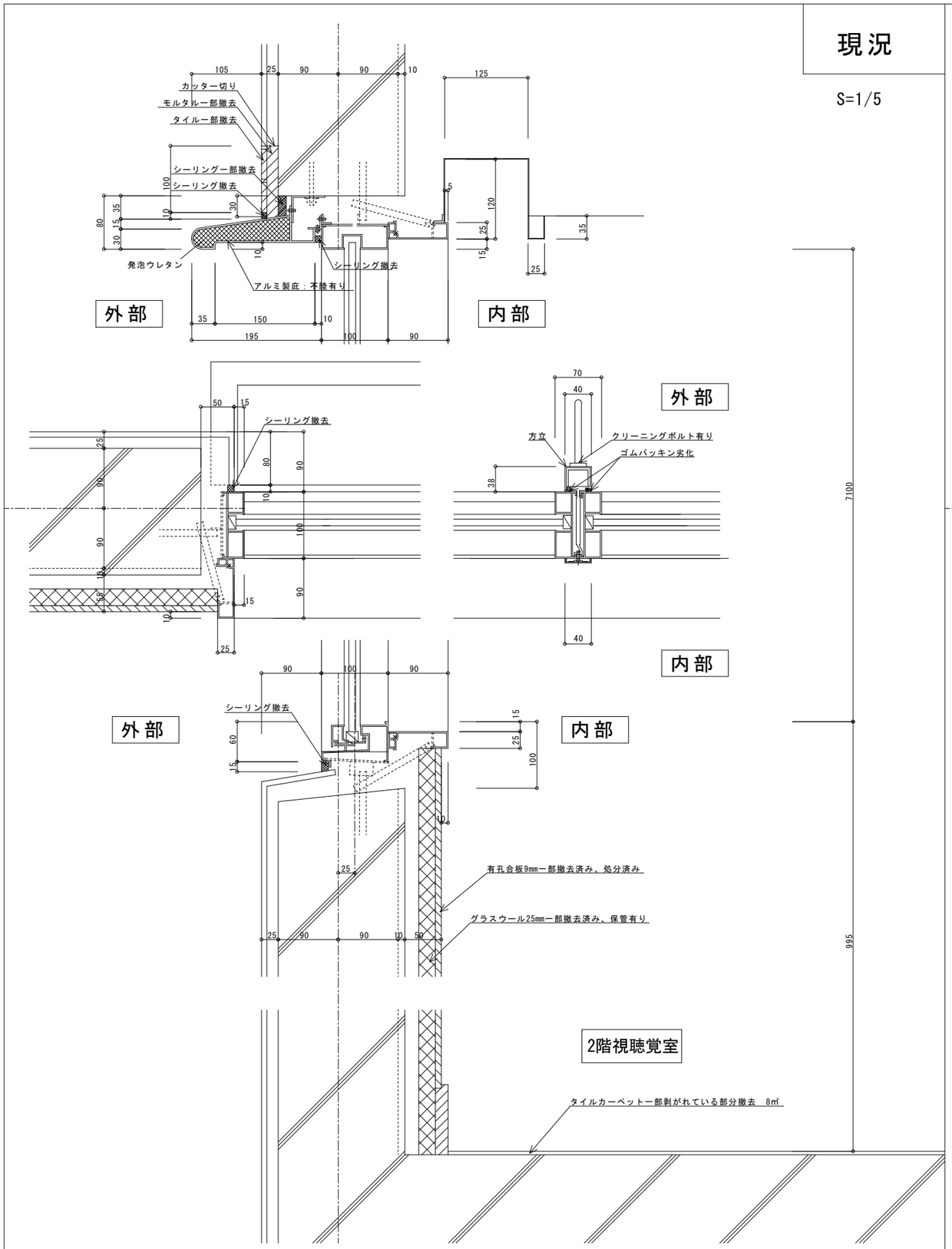

改修後

S=1/5

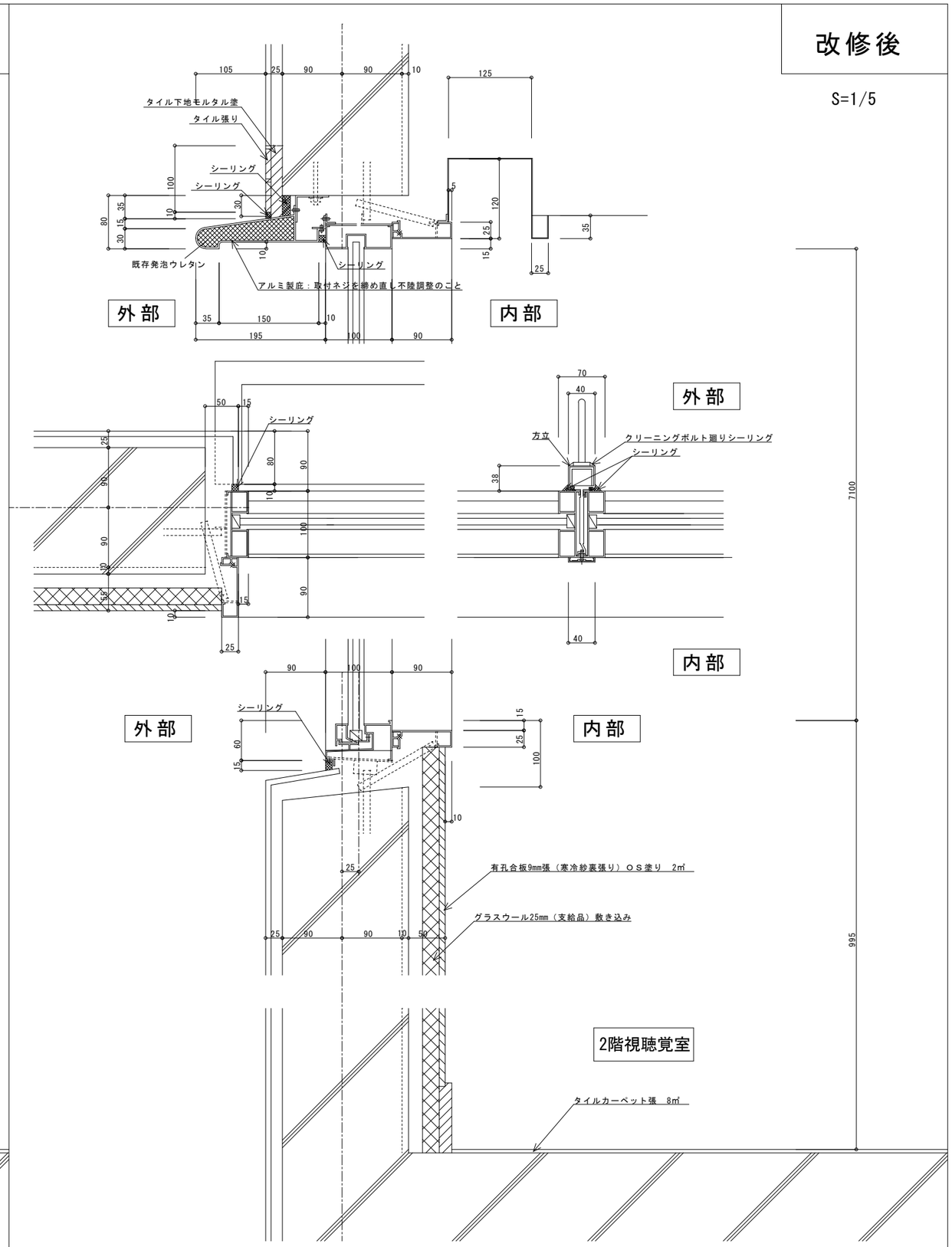

鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙８８８－３ 管理建築士１級１９８８２８号　鎌倉和敏	年月日　２０１９．０５ 縮尺　A2＝1:5　A3＝1:7	工事名称　Ｒ１営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　体育館改修工事 図面名称　東面窓廻り防水改修詳細図	図面番号　Ａ ―― １９